記載例は、主任電気工事士を変更した場合
・変更事項が複数ある場合は、本様式にまとめて記載してよい。
・添付書類は、各変更に必要な書類を添付。重複する書類は1部のみの添付でよい。

様式第11（第７条）

登録事項等変更届出書

×整理番号	
×受理年月日	年　月　日

令和　6　年　4月　1日

福岡県知事　殿

〒 812 － 8577

住　所　福岡市博多区博多駅前3丁目0-0
〔TEL（ 092）－ 643－ 3439 〕

氏名又は名称　〇〇電気工事（株）

法人にあっては代表者の氏名　代表取締役　福岡　太郎　印鑑不要

登録電気工事業者の登録事項に変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第１０条第１項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

１　登録の年月日及び登録番号

令和3年9月3日　福岡県知事登録第0000000号

２　変更事項の内容

変更項目を記載すること。
「住所」「営業所住所」「屋号」「会社名」
「代表者」「主任電気工事士」「電気工事の種類」など

従　前　の　内　容	変　更　後　の　内　容
主任電気工事士：工業　次郎	主任電気工事士：福岡　太郎

変更内容のみ記載。複数事項を記載可。
その場合、重複添付書類については省略可。

３　変更の年月日

令和 6年 4月 1日

４　変更の理由

主任電気工事士の退職のため。

記載例では、
C1（住所･営業所変更）、
C7（主任電気工事士の変更）、
C4（電気工事の種類の変更）を同時に行う。
変更内容は様式11（変更届出書）に1枚にまとめている。
また、添付書類のうち、登録電気工事業登録証は重複しているため、
1部のみ添付）

（備考）

１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は、記載しないこと。

３　登録証の添付が必要でない場合は、「登録証を添えて」を削除すること。

日中連絡の取れる連絡先
－　－

この様式（様式第１）を使う場合
・有効期限切れにより新規に登録し直す場合･･･自分で自分を証明する（１）。
・社内の別の電気工事士を主任電気工事士にする場合（２）（３）
それ以外は他社による証明（様式第2）を使用すること。

証明様式第１

主任電気工事士等実務経験証明書

下記１の電気工事士は、（１）登録申請者本人 （２）登録申請者の役員 （３）登録申請者の使用人 であり、下記２のとおり電気工事に従事していることに相違ありません。

令和 6年 4月 1日

福岡県知事 殿

個人登録の場合は、個人の私印 ↓

登録申請者 氏名又は名称 ○○電気工事（株） 印

原則、丸印。取得が難しい場合は角印でも可 ↓

法人にあっては代表者の氏名 代表取締役 福岡 太郎 印

登録（届出）番号 福岡県知事登録（届出）第 ○○○○○ 号
（他の都道府県知事又は経済産業大臣への登録又は届出の場合はその番号）

記

1 電気工事士	電気工事士の氏名	福岡 太郎
	生年月日・年齢	昭和47 年 10 月 2日 52才
	現住所	福岡市東区箱崎1-18-1
	電気工事士免状の種類及び交付年月日	第 2 種電気工事士免状 令和1 年 4月 4日
	免状交付番号	福岡 第 ○○○○○ 号

2 電気工事士が登録申請者の行う電気工事に従事した職歴

所属名	期間	業務の内容
証明者の営業所が1か所の場合は所属名は記載不要	2019年 6月 6日 ～ 2022年 11月 30日 ↑期間が3年以上あること 期限切れによる場合は、前回の登録期間	【期限切れによる自分証明の場合】 ・「主任電気工事士として業務を行う」でよい。 ・主任電気工事士として業務を行う 【自社社員の証明を行う場合】 ①具体的な件名（3件程度） 又は、決まった仕事を繰り返し行っているときは ②種類ごとに件数 を記載 （パターン①） ・○○邸 電気工事 ・××邸 電気工事 ・△△△店 屋内照明工事 他 15件 （パターン②） ・戸建住戸 屋内配線工事 21件 ・店舗付住宅 屋内照明工事 20件 ・コンビニ 屋内配線工事 2件

・電気工事士免状取得以降の期間であること
・証明者の工事業登録期間内（5年）であること

（記載注意）
1 この様式の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2 この証明書は、被証明者１人につき作成すること。
3 （１）登録申請者本人（２）登録申請者の役員（３）登録申請者の使用人については、該当するものを○で囲むこと。
4 所属名は、○○営業所○○担当というように具体的に記入すること。
5 業務の内容は、○○施設の屋内配線工事の施工業務等を具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。
6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

※　角印･･･俗に社印という。会社名が彫り込まれた四角い印鑑。会社の認印にあたる。
　　丸印･･･会社の代表者の印鑑。印影が2重の円。外側に会社名、中央に役職名が刻まれる

証明様式第2

注意！
証明者は必ず、証明期間の間、電気工事業の登録を受けた者であること。

主任電気工事士等実務経験証明書

下記１の電気工事士は、下記２のとおり電気工事に従事していた者に相違ありません。

令和　6 年　4 月　1 日

福岡県知事　殿

【証明者について】
・原則、雇用契約を結んでいる者
・証明者が認めるのであれば、日雇いでも可

証明者
住　　所　福岡市南区１－２－３
個人登録の場合は、個人の私印　↓
氏名又は名称　（株）〇〇テック　印
原則、丸印。取得が難しい場合は角印でも可　↓
法人にあっては
代表者の氏名　代表取締役　福岡　四郎　印

押印不要の場合･･･登録証のコピーを添付した場合
･･･代表者が自著している場合

登録（届出）番号　福岡県知事登録（届出）第　〇〇〇〇〇　号
（他の都道府県知事又は経済産業大臣への登録又は届出の場合はその番号）

記

↑電気工事業の登録、またはみなし登録の番号

1 電気工事士	電気工事士の氏名	福岡　太郎　※注意！建設業の許可番号ではない！
	生年月日・年齢	昭和47 年　10 月　2 日　52 才
	現住所	福岡市東区箱崎1-18-1
	電気工事士免状の種類及び交付年月日	第　2　種電気工事士免状 令和1 年　4 月　4 日
	免状交付番号	福岡　第　〇〇〇〇〇 号

2　電気工事に従事した職歴

所属名	期間	業務の内容
・電気工事士免状取得以降の期間であること ・証明者の工事業登録期間内であること 証明者の営業所が1か所の場合は所属名は記載不要	2019年　6月　6日　～ 2022 年　11月30　日 ↑期間が3年以上あること	【記載方法】 ①具体的な件名（3件程度） 　又は、決まった仕事を繰り返し行っているときは ②種類ごとに件数　を記載 （パターン①） ・〇〇邸　電気工事 ・××邸　電気工事 ・△△△店　屋内照明工事 　他　15件 （パターン②） ・戸建住戸　屋内配線工事　21件 ・店舗付住宅　屋内照明工事　20件 ・コンビニ　屋内配線工事　2件 ・一般用電気工作物（600V以下）の実績のみとする ・高圧受電（キュービクルがある。50kW以上）の建物は不可 ・判断しづらい建物名の場合は、受電電圧を記載のこと

3　証明者の事業内容	電気工事業　←電気工事業　又は　みなし電気工事業

（記載注意）
1　この様式の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　所属名は、〇〇営業所〇〇担当というように具体的に記入すること。
3　業務の内容は、〇〇施設の屋内配線工事の施工業務等を具体的に記入すること。
　なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。
4　押印することに代えて、証明者の登録証の写しを添付することができる。

注意！
証明者は必ず、証明期間の間、電気工事業の登録を受けた者であること。

実務経験証明書の記入上の注意

※第二種電気工事士免状取得後でなければ電気工事の作業に従事できないため、当然実務経験の期間も免状取得以降の日付になります。

○実務経験として認められない工事について

第二種電気工事士免状取得後の実務経験とは電気工事における配線工事等(受電電圧 600V 以下の一般用電気工作物に係るものに限る。)をいい、次の工事は実務経験から除かれます。

(実務経験に該当しない業務)

1) 軽微な工事(電気工事士法施行令第 1 条)
   ・600 ボルト以下で使用する接続器、開閉器にコード、キャブタイヤケーブルを接続する工事
   ・600 ボルト以下で使用する電気機器、蓄電池の端子に電線をねじ止めする工事
   ・小型変圧器(二次電圧 36 ボルト以下)の二次配線工事
   ・他(詳細は同政令を確認ください)
2) 特殊電気工事(「最大電力 500 キロワット未満の需要設備」におけるネオン工事、及び非常用予備発電装置工事)
3) 電圧 5 万ボルト以上の架空電線路の工事
4) 保安通信設備工事
5) 電気設備の基礎工事、電柱のみの設置工事
6) 電気設備の設計や検査のみの業務で電気工事の施工を伴わない業務

○実務経験の証明者について

電気工事業の登録・届出を行っている者でなければ実務経験の証明はできません。また、電気工事業の登録・届出がなければ電気工事の施工ができないため、当然登録・届出の有効期間の範囲内でしか証明できません。

第二種電気工事士が主任電気工事士(申請工事士)となる場合、必要となる実務経験(3 年以上)の証明者は次の者とします。

1)申請工事士が電気工事業者等に現に雇用されている場合又は過去において雇用されていた場合、当該申請工事士の雇用主又は雇用主であった者
2)財団法人電気工事技術講習センターその他電気に関する工事又は保安に係る事業を行う公益法人の代表者

(ご注意ください！)

虚偽の実務経験証明を行った場合、
申請者には電気工事業の業務の適正化に関する法律第 28 条(登録の取り消し等)が、証明者には刑法第 62 条第 1 項(幇助)が、適用されることがあります。